

## 春日井市地域公共交通会議設置規則（平成27年春日井市規則第9号）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成及び実施に関する事項</p> <p>(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項</p> <p>(3) 前<u>2</u>号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2</u>年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関する事項</p> <p>(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項</p> <p>(3) <u>道路運送法に規定する自家用有償旅客運送の登録のうち、交通空白地有償運送に係るものを申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u></p> <p>(4) 前<u>3</u>号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年以内</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>